

平成 29 年度 障がい者就労支援関係事業

障がい者支援課

1 目 的

障がい者の就労の支援を行い、経済的自立と地域生活の質の向上を図る。

2 事業内容

(1) 障害者就業・生活支援センター運営事業 47,090 千円

地域において生活している障がい者（身体・知的・精神）に対する就業支援及び生活支援を行う障害者就業・生活支援センターを設置し、障がい者の地域生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 福祉就労強化事業 38,414 千円

障がい者就労施設の工賃向上計画の実施支援や地域における事業所等の連携促進、受注機会拡大の支援等により、各施設の工賃アップの取組を促進

- ・地域連携促進コーディネーター、福祉就労コーディネーターの配置
- ・工賃向上セミナーの実施
- ・障がい者の農業就労チャレンジ支援
- ・障がい者就労施設等からの物品等の調達推進

(3) OJTによる障がい者就労促進事業 6,400 千円

企業等での実習のサポートや障がい者に適した業務の提案などにより、障がい者を雇用する企業等の拡大

- ・OJT推進員の派遣
- ・実践的な短期トレーニングの促進

(4) 障がい者ITサポートセンター運営事業 3,687 千円

障がい者の日常生活の利便性を向上させるため、IT関連サービスを円滑に利用するためのサポート拠点を設置

(5) 知的・精神障がい者チャレンジ雇用事業 13,352 千円

知的障がい者及び精神障がい者の雇用機会の拡大及び一般就労に向けた支援のため、本庁及び現地機関に非常勤職員として雇用

3 目 標

- 障がい者の平均月額工賃：22,000 円以上（H29 年度目標）
- 農家等からの依頼により行う農業活動への支援：40 件以上
- 自ら農業を行う事業所の支援：20 件
- OJT新規受入企業数：60 社以上
- 短期トレーニング参加者数：350 人以上

障害福祉サービス事業所の工賃アップの取組について

障がい者支援課

1 平成 28 年度の工賃実績について

「長野県障がい者工賃向上計画」(H27～H29)に基づき、障害福祉サービス事業所(就労継続支援B型事業所)の工賃アップの取組を進めた結果、平成28年度の月額平均工賃は15,246円となり、前年度に比べ4.5%の増加となった。また、全244事業所の約6割にあたる151事業所が、平成27年度の月額平均工賃を上回った。

しかしながら、月額平均工賃は、平成28年度の目標としていた19,500円を下回っている状況である。

なお、工賃向上計画がスタートした平成18年度と比べて、事業所数は2.7倍、工賃支払総額は3.5倍となり、障がい者の就労の場は着実に拡大している。

年 度	H18 a	H25	H26	H27 b	H28 c	H27 比 c-b (c/b)	H18 比 c-a (c/a)
事業所数	92	197	223	238	244	6 (102.5%)	152 (265.2%)
工賃支払総額 A	千円 251,243	千円 622,442	千円 712,161	千円 797,628	千円 873,988	千円 85,467 (112.0%)	千円 622,745 (347.9%)
支払延べ月数 B	月 23,819	月 44,226	月 49,686	月 54,665	月 57,327	月 2,662 (104.9%)	月 33,508 (240.7%)
月額平均工賃 A/B	円 10,548	円 14,074	円 14,333	円 14,591	円 15,246	円 655 (104.5%)	円 4,698 (144.5%)
(参考)全国の 月額平均工賃	円 12,222	円 14,437	円 14,838	円 15,033	円 —	円 —	円 —

2 平成 29 年度の取組（支援方針）について

- 事業所が年々増加する一方、予算や時間に制約があるため、経営改善に意欲的な事業所を中心に、地域連携促進コーディネーターによる販路開拓等の助言や民間の専門家の派遣などを行い、工賃アップの取組を促進する。
- 農業就労チャレンジ事業において、農業就労チャレンジコーディネーターによる障がい者就労施設と農業者とのマッチングを行う（目標マッチング数：40件）とともに、農業就労チャレンジサポーターの派遣件数を増やし、農業就労に向けた助言や技術支援を強化する。

障がい者の農業就労チャレンジ事業

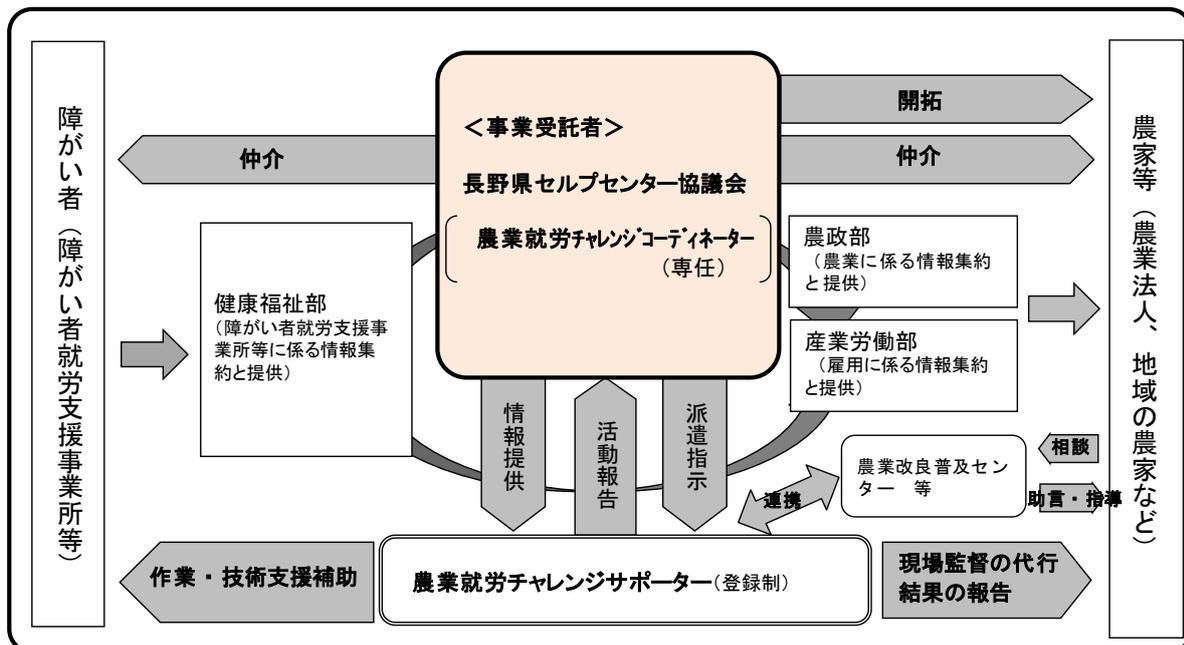
障がい者支援課
農村振興課
労働雇用課

1 目的

障がい者就労支援事業所等における農業分野での就労を促進し、障がい者の働く場を創出・拡大するとともに、障がい者の工賃アップを図る。

2 事業内容（NPO法人長野県セルフセンター協議会に委託）

- (1) 健康福祉部、農政部、産業労働部が連携して農作業に関する情報等を集約する
- (2) 農業就労チャレンジコーディネーター（専任）は、農家等の開拓及び事業所との仲介等を行う
- (3) 農業就労チャレンジサポーターは、農作業現場において障がい者の支援をするとともに、作業の進捗管理等を行う
- (4) 農業改良普及センターは、障がい者就労支援事業所等や農家及び農業就労チャレンジサポーターからの相談に対して助言・技術支援を行う
- (5) 農業に取り組む事業所が生産する農産物等の販売会の開催
- (6) 事業の事務局は、NPO法人長野県セルフセンター協議会が担うものとする



3 成果目標（マッチングによるサポーターの派遣数）

- ・農家等からの依頼により行う農業活動への支援 40件（H28実績44件）
- ・事業所が自ら取組む農業活動への支援 20件（H28実績15件）

4 事業費 14,880千円

- ・農業就労チャレンジコーディネーターの活動費
- ・農業就労チャレンジサポーターの活動費 等

ＯＪＴによる障がい者の就労促進事業

障がい者支援課

1 目的

企業等におけるＯＪＴ（職場実習）を通して、障がい者本人及びＯＪＴ受入企業がそれぞれの立場から就業に係る経験を積むことにより、障がい者の一般就労の促進を図る。

2 事業内容

(1) ＯＪＴ推進員派遣事業（3,600千円）

障がい者雇用に関心を持つ企業に対して、ＯＪＴ推進員を派遣し、当該企業における障がい者の従事可能な仕事を分析・提案することで、ＯＪＴ受入企業を開拓する。

また、ＯＪＴ推進員は受入企業と障がい者のマッチングを図り、障がい者が安心してＯＪＴを受けられるようサポートする。

ＯＪＴ推進員の業務

- ・企業等におけるＯＪＴの場の創出
- ・ＯＪＴのサポート

ＯＪＴ推進員の選任

- ・職場適応援助者養成研修（ジョブコーチ研修）を修了した者
- ・地域自立支援協議会の推薦を受けた者
- ・過去にＯＪＴ推進員としての実績がある者

活動時間及び報酬

- ・派遣日数 10日以内 派遣時間 40時間以内
- ・報酬 1時間あたり 2,000円

(2) 障がい者短期トレーニング促進事業（2,800千円）

ＯＪＴをより実践的に行うため、障がい者の職場実習に係る経費を助成する。

対象者

- ・障害者就業・生活支援センターに登録している方

実習期間

- ・1回あたり1か月以内かつ60時間以内

対象経費

- ・職場実習者への手当 1日500円
- ・傷害保険料、事務費

3 目標

- ・ＯＪＴの新規受入企業数 60社（昨年度同様）
- ・職場実習の参加者数 350人（昨年度同様）

4 実績

●OJT推進員派遣事業

(平成26年度)

- ・OJT推進員 15人
- ・派遣企業数 52社

小売業	製造業	農業	福祉業	その他
21社	11社	4社	4社	12社

※実施件数52件のうち32件が雇用に結びついている。

(平成27年度)

- ・OJT推進員 21人(内一人は2圏域で委嘱、委嘱者22名)
- ・派遣企業数 50社

小売業	製造業	農業	福祉業	その他
16社	8社	4社	7社	15社

※実施件数50件のうち29件が雇用に結びついている。

(平成28年度)

- ・OJT推進員 15人
- ・派遣企業数 31社

製造業	農業	福祉	サービス業	その他
10社	4社	2社	3社	12社

●短期トレーニング促進事業

OJTをより実践的に行うため、障がい者の短期職場実習(1か月以内)に係る経費を助成する。

- ・対象経費 実習生手当:500円/日、傷害保険料、事務費
- ・窓口 各圏域の障害者就業・生活支援センター

	延べ人数	実人数	延実習日数	平均実習日数
H25	295人	211人	2,366日	8.0日
H26	383人	264人	2,963日	7.7日
H27	475人	313人	3,524日	7.4日
H28	498人	316人	3,408日	6.8日

平成29年度における長野県の障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針について

～障がいのある方々を支援する長野県の応援宣言～

障がい者支援課

障害者優先調達推進法（平成24年法律第50号）が平成25年4月1日に施行され、都道府県は、毎年度の障がい者就労施設等からの物品等の調達方針策定が義務付けられました。

本県では、平成29年度も本県独自の取組を盛り込んだ調達推進方針を策定し、働く障がい者の所得向上に取り組んでまいります。（策定日：平成29年4月7日）

1 趣旨

障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の拡大を図り、障がい者の多様な就労機会の確保と自立を促進します。

（参考）：障がい者※の月額平均工賃

H27年度実績：14,591円

※就労継続支援B型事業所で就労する障がい者

2 めざす姿

障がいを理解して障がいのある方々を応援する社会や障がいのある方々が能力を発揮できる環境づくりにより、「誰にでも居場所と出番がある社会」を目指します。

3 調達の推進

(1) 適用範囲
警察本部を含む
県の全機関

(2) 対象施設
・障害者総合支援法に基づく施設
・障がい者を多数雇用している企業 等

(3) 品目
物品：事務用品、食料品、小物雑貨 等
役務：印刷、クリーニング、清掃 等

(4) 推進する取組

①行動指針の策定

- ・全ての職場で年間の目標額を定めて発注に努めます！
- ・発注先として、障がい者就労施設等を必ず検討します！

②推進体制の整備

- ・全ての機関の課(所)長を推進責任者とします！
- ・推進事務局を障がい者支援課に置き、PDCAを進めます！

③情報提供の推進

- ・物品・役務の情報を県ホームページ等で提供します！
- ・各機関や市町村等を対象に説明会を開催します！

④共同受注窓口の活用

- ・共同受注窓口である「長野県セルフセンター協議会」を活用します！

⑤品質・技術支援

- ・経営セミナーや専門家による技術指導を実施します！

⑥市町村等との連携

- ・市町村や県立病院機構と連携を深め、必要な情報提供を行い、市町村等における物品等の調達が進むよう取組みます！

(5) 調達目標額 45,000千円

4 民間への波及等の取組

以下について障がい者就労施設等からの物品等の調達促進に取り組めます。

- ①民間企業への取組拡大
- ②県の指定管理施設における取組促進
- ③個人等の私的購入等における取組促進